



日本脳炎の予防接種を受ける方へ(特例対象者用)

旭川市では予防接種法に基づき、日本脳炎の定期予防接種を実施しています。
接種を希望される方は、次の内容を御理解の上、接種を受けるようお願いします。

1 対象者及び接種スケジュール

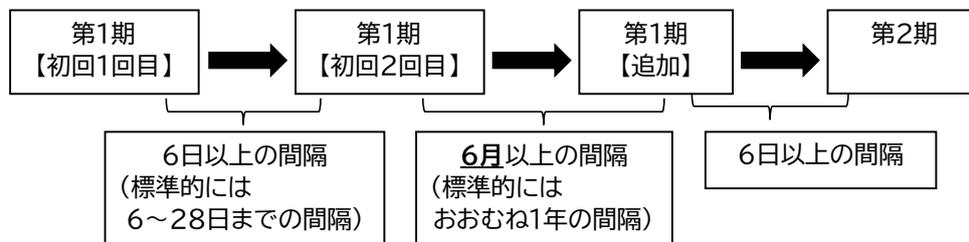
◆対象者

平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの方で20歳未満の方

◆接種スケジュール

平成23年5月20日以前の接種歴(接種回数)によって異なります。

- ① 平成23年5月19日までに接種歴のある方:6日以上の間隔をおいて残りの回数を接種
- ② 平成23年5月19日までに接種歴のない方:次のスケジュールで接種



2 病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100人～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致命率は20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は、近年では、西日本を中心に毎年10人以下(2016年は11人)であり、北海道では現在までありませんが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心に広い地域で確認され、道外や海外に行き来する機会が増えていることなどから、北海道でも、2016年4月1日から定期予防接種として実施しています。

3 副反応

現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを不活化し、精製したもので、平成21年6月から使用されています。

局所の反応として、紅斑、内出血、疼痛、腫脹、そう痒感等、全身の反応として、発熱、発しん、じんましん、頭痛、咳、鼻漏、咽頭発赤、咽頭痛、おう吐、下痢、食欲不振、腹痛等が見られます。

なお、極めて稀に、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病等を起こしたとの報告があります。

4 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱(通常37.5℃以上)がある方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) その日に受けるワクチンの成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した方

なお、現在、妊娠している方もしくは、妊娠している可能性がある場合は、原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。かかりつけ医とよくご相談ください。

5 予防接種を受ける際に注意を要する方

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている方
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる症状がみられたことのある方
- (3) 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- (5) その日に受けるワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある方

6 予防接種を受けた後の注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分程度は、医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがまれにあります。
- (2) 接種後1週間は副反応の出現に注意してください。
- (3) 接種部位は清潔に保ってください。入浴は差し支えありませんが、接種部位はこすらないでください。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

7 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

【お問合せ先】

旭川市保健所 保健予防課 保健予防係

電話 0166-25-6237

